



## JSG ニュースレター

### <Tax>

## 「産業創新条例」改正案が最終可決

主な改正ポイントは三つ

「AI、省エネルギー・脱炭素化の投資控除対象への追加」、  
「ベンチャー事業の資金調達機会の拡大」、「コア技術の流出防止」

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

立法院は、2025年4月18日付で「産業創新条例」の一部条文の改正案を最終可決しました。今般の改正では「AI、省エネルギー・脱炭素化の投資控除対象への追加」、「ベンチャー企業の資金調達機会の拡大」、「コア技術の流出防止」という三つの観点で見直しが行われ、計9つの条文が追加または改正されました。ポイントは、以下のとおりです。

### 一、適用項目の拡大、投資支出上限の引き上げ、施行期間延長等の措置を追加（第10条の1、第72条）

- （一） 現行のスマート機器、5G 及びサイバーセキュリティ製品またはサービス等の項目を引き続き適用対象とするほか、新たに AI、省エネルギー・脱炭素化の項目を追加することにより、産業におけるAIやクラウドコンピューティング等のデジタル技術の導入を促進し、企業の対応能力の強化、産業の脱炭素効率の向上を加速させることを目的とする。

(二) 適用項目の追加に伴い、現行の投資支出金額の上限を新台湾ドル（以下同）10 億元から 20 億元に引き上げる。

(三) 産業創新条例のその他の租税優遇にかかる条文に合わせて、施行期間を 2029 年 12 月 31 日まで延長。

改正ポイント	改正前	改正後
施行期間	2019/1/1～2024/12/31	2025/1/1～2029/12/31
追加項目	新規スマート機器、5G、サイバーセキュリティ	新規スマート機器、5G、サイバーセキュリティ、AI 及び省エネルギー・脱炭素化（注）
控除適用の上限、下限	100 万元から 10 億元まで	100 万元から 20 億元まで

(注) AI 製品またはサービスとは、機械学習アルゴリズム、ディープラーニングアルゴリズム、大規模言語モデル（LLM）または自然言語処理（NLP）などの技術要素を用い、人間の知能を模倣して認知・学習・推論を行うものであり、さまざまな種類のデータを大規模に活用し、識別・分類・生成など、産業が必要とする各種の応用を実現し、企業の事業運営や生産効率の最適化を可能にするハードウェア、ソフトウェア、技術、または技術サービスを指す。省エネルギー・脱炭素化とは、エネルギーの使用効率を高め、エネルギーまたは資源の消費を削減し、最終的に温室効果ガスの排出削減を図るために、公共エネルギーの節減や製造プロセスの改善に低炭素技術要素を応用することを指す。

二、リミテッド・パートナーシップ規定に基づくベンチャーキャピタルについて、パススルー課税適用にかかる出資額基準、ベンチャー事業への投資の資本金に対する割合基準の改正、及び高リスクベンチャー事業への個人投資の定義要件を緩和、並びに個人所得控除額の引き上げ（第 23 条の 1、第 23 条の 2）

改正ポイント	改正前	改正後
出資額基準/ ベンチャー事業 への投資の 資本金に対す る割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施行期間 2017/1/1～2029/12/31 (2025/1/1以降は改正後条 文を適用)</li> <li>● 払込資本金基準：3 億元</li> <li>● ベンチャー事業への投資の資 本金に対する割合：30%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施行期間 2025/1/1～2029/12/31</li> <li>● 払込資本金基準：1.5 億元</li> <li>● ベンチャー事業への投資の資 本金に対する割合：50%</li> </ul>
エンジェル 投資家向け 租税優遇	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施行期間（第 72 条） 2017/11/24～2029/12/31 (2025/1/1以降は改正後条 文を適用)</li> <li>● 設立登記日から 2 年未満の ベンチャー事業への投資。</li> <li>● 同一会社への当年度投資 金額が 100 万元以上、かつ、保有期間が 2 年以上に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施行期間（第 72 条） 2025/1/1～2029/12/31</li> <li>● 設立登記日から 5 年未満の ベンチャー事業に投資し、同 一会社への当年度投資金 額が 50 万元以上、かつ、保 有期間が 3 年以上に達する</li> </ul>

	達する場合。 ● 年間の控除上限額は300万円。	場合。 ● 年間の控除上限額について投資先が国家重要発展産業の場合は500万円。重要発展産業以外の場合は300万円。
--	-----------------------------	---

三、コア技術の流出防止のため、特定国外投資の事前申請承認要件を改正し、関連するペナルティーを追加（第22条、第67条の3）

改正ポイント	改正前	改正後
特定国外投資承認規定	国外投資が15億元以上の場合、一律、事前承認申請を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定の国・地域、特定の産業・技術または一定の金額以上の国外投資は、事前に中央主管機関に対し承認申請を行わなければならない。</li> <li>● 中央主管機関は投資の全部もしくは一部について承認しない、または条件付きで投資を承認することができる。</li> </ul>
特定国外投資承認規定に違反した場合のペナルティ	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社が事前承認申請を行わなかった場合の過料は、50万元以上100万元以下とする。また、期限を設けて是正、または投資の停止もしくは撤回を命ずることができ、期限を遵守しない場合は、都度50万元以上1,000万元以下の過料を科すことができる。</li> <li>● 「中央主管機関が定めた規定の不履行」、「投資後、投資を許可しない事由が発生した場合、期限内に履行、是正または投資の撤回が行われない」といった違反については、都度50万元以上1,000万元以下の過料を科すことができる。</li> </ul>

1. 産業創新条例第 10 条の 1 に基づく投資控除の租税優遇措置の適用期限は 2024 年末まででしたが、今般の改正により、産業創新条例のその他の租税優遇措置の規定に合わせて、2029 年 12 月 31 日まで延長されました。また、AI 及び ESG 投資のトレンドに対応するため、従来、スマート機器の範囲に含まれていた AI を単独項目として明記し、新たに省エネルギー・脱炭素化を控除対象に加え、控除の上限を 20 億元に引き上げました。今後、経済部産業発展署は財政部と協力し、6 か月以内に各改正条文に関する弁法を策定する予定です。企業は関連法令の動向に留意し、税制メリットの最大化を図ることが推奨されます。
2. 今般の改正のうち、第 22 条及び第 67 条の 3 の施行日は行政院が定め、それ以外は、2025 年 1 月 1 日から施行されます。
3. 租税優遇は政府の奨励する分野へ企業が投資することを促進する目的で設けられており、企業の投資判断に影響を与えるものです。改正後の第 10 条の 1 は、企業の投資決定時点（すなわち発注日）を基準にして、改正前または改正後の法令の適用を判断する点に注意が必要です。一方、投資控除の対象年度は、納品年度に基づき認定されます。

具体的には、2024 年 12 月 31 日以前に、改正前の法令の要件を満たす項目を発注し、一定期間内に納品された場合、その納品年度において、発注時の条文に基づいて投資控除が適用されます。納品年度の税額控除について、適用される支出金額の上限は 10 億元であり、発注した項目が、今般の改正で新たに追加された適用対象（例えば AI 製品またはサービス、省エネルギー・脱炭素化など）の場合、投資控除を適用することはできません。

 Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2025 勤業暁信版權所有 保留一切權利